

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
23	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する 事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務においての特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人情報のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務
②事務の概要	令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領および令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領に基づき、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務を行う。 給付金の対象世帯を抽出する際に、当市以外で住民税が課税されている者については、情報提供ネットワークシステムを使用して、他市町村の住民税情報を照会する。
③システムの名称	中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部 福祉政策課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八戸市 総務部 総務課 情報公開グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線3011

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5017
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
[] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる場所に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・ 特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる場所に保管することを徹底する。 ・ 廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月1日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日事業終了】	事後	事業の終了による
令和7年4月18日	評価書名	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書【令和5年3月31日事業終了】	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事務 基礎項目評価書	事後	事業終了時期の修正
令和7年4月18日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条 第11条 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付 第5	番号利用法第9条第1項 別表135の項 公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月18日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2（第121項） 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報 表第3項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月18日	特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5014	八戸市 福祉部 福祉政策課 福祉政策グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5017	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月18日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年5月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月18日	Ⅳリスク対策 8. 人手を介在させる作業の人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か 判断の根拠	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) ・特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる場所に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない
令和7年4月18日	Ⅳリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策<選択肢> 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 当該対策は十分か 判断の根拠	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) ・特定個人情報を受け渡す際(USB メモリを使用する場合を含む。)は、事前に、パスワードによる保護等を行うとともに、これらの対策を確実に実施したことの確認を複数人で行う。 ・特定個人情報を含む書類やUSB メモリは、施錠できる場所に保管することを徹底する。 ・廃棄書類に特定個人情報が含まれていないか、ダブルチェックを行う。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない